

栃木市農業委員会総会議事録

令和4年7月25日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和4年7月25日(月) 午後2時30分

開催場所 栃木市役所 3階 正庁

出席委員

1 大島 公一	2 若色 昭松	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 毛塚 信道	10 狐塚 正直	11 若林 英一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	20 佐山 耕基	21 高際 英明	

欠席委員 石塚 一彦 大塚 幸八

農業委員会事務局職員

事務局長	櫻井 茂	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	大出 隆洋	主 任	越沼 史晴
主 事	田中 翔汰		

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願について
議案第4号	空き家付属農地の指定申請について
議案第5号	空き家付属農地の指定の解除について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
議案第8号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和4年7月栃木市農業委員会総会を開会いたします。初めに、大島会長よりごあいさつをお願いします。

大島会長

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日、18番石塚委員、19番大塚委員より欠席の通知がありました。ただ今の出席委員は、19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、総会規則第5条により、議事の進行は大島会長にお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、4番正田秀雄委員、5番長明美委員にお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と田中翔汰氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主事

議案書2ページをご覧ください。

農地法第3条許可申請とは、農地の貸し借りや売買をするための手続きです。農地の借り手や買い手は、許可後の耕作農地が原則50a以上であること、耕作農地のすべてを効率的に耕作していること等の要件を満たす必要があります。

今月の申請は、所有権の移転が11件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1 番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、新井町を中心に米、ねぎ、じゃがいもを作付しております。申請地周辺は譲受人が耕作しており、このたび隣接する農地を売買により取得することとなりました。許可後は米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2 番については、空き家付属農地の取得の申請です。

譲受人は箱森町に居住しておりますが、このたび市の空き家バンクを通して物件を取得し、近接農地の取得のため申請に至りました。申請地では野菜を作付する予定です。なお、申請地は令和4年3月総会において、空き家に付属した農地として指定されております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3 番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大塚町を中心に米、麦を作付しております。申請地は、以前から譲受人が利用権で耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4 番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大塚町において米、ニラを作付しております。申請地は、以前から譲受人が利用権で耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5 番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、西方町本城において米、野菜を作付しております。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6 番については、公売による譲受人の経営規模拡大の申請です。

公売とは、国税徴収法に基づき、滞納税金の回収のために差し押さえた不動産等を売却する手続きのことを言います。対して競売とは、

民事執行法に基づき、債権回収のために債権者が裁判所に申立てを行い、裁判所が不動産を売却する手続きのことを言います。

譲受人は、芳賀町においてシイタケを作付している農地所有適格法人です。芳賀町での売上が好調であり、経営規模拡大を検討していたところ、公売の情報からまとまった農地を見つけたため申請に至りました。農地取得後はハウスを建て、シイタケを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、西方町真名子において米、ニラ等を作付している認定農業者です。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続きニラを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大平町西山田においてぶどうを作付しております。申請地は、以前から譲受人が管理してきた農地であり、このたび売買により取得することとなりました。許可後はぶどうを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、藤岡町部屋地区において米、野菜を作付しております。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、藤岡町部屋地区において栗、野菜を作付しております。申請地は、以前から譲受人が管理してきた農地であり、このたび売買により取得することとなりました。許可後は野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、岩舟町曲ヶ島を中心に野菜を作付しております。譲渡人

が農地の処分を検討していたところ、付近を耕作している譲受人が売買により取得することとなりました。許可後は野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上11件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(長委員)

今回の北部調査委員長の5番長です。

今回は、私と4番正田委員、10番狐塚委員の3名と事務局2名で、22日金曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部の申請は、所有権移転の申請が7件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(高際委員)

今回の南部調査委員長の21番高際です。

今回は、私と8番平本委員、20番佐山委員の3名と事務局2名で、21日木曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転が4件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p>
	<p>議案第 1 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
	<p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
越沼主任	<p>議案書の 8 ページをご覧ください。</p>
	<p>今回は、6 件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p>
	<p>農地を住宅や駐車場、資材置場など農地以外の用途に利用する場合には許可が必要となります。5 条は農地の売買や貸借などの権利移転を伴う転用申請です。</p>
	<p>1 番は、一般住宅の転用です。地図は 1 ページです。</p>
	<p>事業計画者は、隣接する実家に居住しておりますが、子供が生まれ、現在の家屋では手狭であるため、住宅の建築を計画しました。</p>
	<p>農地の区分は、農地の広がり 10ha 以上の第 1 種農地ですが、集落接続の例外規定に該当します。</p>
	<p>取水は上水道、排水は市有水路に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p>
	<p>(写真説明)</p>
	<p>2 番は、一般住宅の転用です。地図は 2 ページです。</p>
	<p>事業計画者は、市内のアパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭であるため、住宅の建築を計画しました。</p>
	<p>農地の区分は、沿道に上水道管、下水道管が埋設されており、500m 以内に歯科医院、小学校がある第 3 種農地で、立地基準上は原則許可です。</p>
	<p>取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p>
	<p>(写真説明)</p>
	<p>3 番は、貸車両置場の転用です。地図は 3 ページです。</p>
	<p>事業計画者は、自動車の輸出入、中古車販売業を営む法人である株式会社ランジャトレディングの代表者です。現在使用している事務</p>

所駐車場が一杯であり、手狭であるため新たな車両置場の整備を計画しました。個人名義で土地を取得し、自身が経営する法人に貸し出す形態のため、貸車両置場という目的になっています。

農地の区分は、農地の広がり 10ha 未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番は、一般住宅敷地拡張の転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、申請の隣接地に居住しておりますが、同居する家族が増え、現在の敷地では駐車場スペース等が手狭であるため、敷地拡張の申請に至りました。

農地の区分は、農地の広がり 10ha 以上の第1種農地ですが、既存の施設拡張の例外規定に該当します。

新たな取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

なお、今回の申請地部分を以前からすでに宅地として利用しており、そのことについて申請者の始末書が添付されております。

5番については、一般住宅の転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市内の借家に家族3人で居住しておりますが、子供の成長を考え、現在の住まいでは手狭になることから、自己用住宅の建築を計画しました。

専業農家のため経営拠点に近く、実家にも近い場所を検討した結果、今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、土地改良施行区域内の第1種農地ではありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は市営水道、排水は敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、駐車場への転用です。地図は6ページです

事業計画者は、昭和27年より宗教法人として活動する団体です。今回申請のあった東赤麻地区の檀家は100戸程度あります。法事などの混雑時には境内地の他、墓地の通路も駐車場として利用している

状況です。そのため、駐車場の整備が急務であり今回の申請に至りました。利便性や安全性に配慮し境内地付近を検討した結果、今回の申請地を選定いたしました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未滿の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上6件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(長委員)

今回北部は、住宅敷地が2件、貸車両置場が1件、一般住宅敷地拡張が1件、合計4件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(高際委員)

今回南部は一般住宅1件、駐車場1件の合計2件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。番号1番について、7番柴委員をお願いします。

柴委員

7番柴です。

1番の件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり分家住宅と

	<p>ということです。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>番号2番について、2番若色職代をお願いします。</p>
若色職代	<p>2番若色です。 事務局及び調査委員長の説明どおりでございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>番号3番について、15番川嶋委員をお願いします。</p>
川嶋委員	<p>15番川嶋です。 3番の案件ですが、事務局、調査委員長の説明のとおりです。特に問題はないかと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>番号4番について、10番狐塚委員をお願いします。</p>
狐塚委員	<p>10番狐塚です。 この案件ですが、敷地が狭く家族や車も増えたということで、やむを得ないと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>番号5番について、17番荒川委員をお願いします。</p>
荒川委員	<p>17番荒川です。 家族の家を建てるという事務局及び調査委員長の説明のとおりで、特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>番号6番について、21番高際委員をお願いします。</p>
高際委員	<p>21番高際です。 事務局及び調査委員長として説明したとおりで、特に大きな問題はないかと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
狐塚委員	<p>10番狐塚です。 3番の案件ですが、数年前に申請地の隣を太陽光に転用する際に、河川保全区域で設置出来ず残ってしまった農地です。使いづらい場所なので、今回申請がありよかったと思います。許可相当と考えます。</p>

議 長	他に発言はございませんか。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号は原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第3号「非農地証明願について」を、議題とします。 事務局より議案の説明をお願いします。
大出主査	<p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>非農地証明願は人為的転用行為や森林化などにより、農地への復元が困難な土地について、農地法上の農地に該当しないことを証明するものです。</p> <p>今回は5件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。</p> <p>いずれも人為的な転用行為が行われてから20年以上経過し農地への復元が困難であることを理由としています。</p> <p>1番の案件については、地図は7ページです。</p> <p>申請地は2筆で、航空写真等より、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。なお、令和4年3月に農振除外がされております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)</p> <p>2番の案件については、地図は5ページです。</p> <p>申請地は1筆で、航空写真等より、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)</p> <p>3番の案件については、地図は8ページです。</p> <p>申請地は1筆で、課税台帳等より、昭和60年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)</p>

4番の案件については、地図は6ページです。

申請地は1筆で、航空写真等より、平成11年以前から墓地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番の案件については、地図は9ページです。

申請地は1筆で、航空写真等より、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

いずれの案件も、非農地の証明することはやむを得ないと思われま
す。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果
をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長
(長委員)

今回北部は、1件の申請がありました。
20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。
書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易ではない
と認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひし
ます。

議 長

南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長
(高際委員)

今回南部は、4件の申請がありました。
いずれも20年以上、宅地などとして利用されてきたことを理由と
しております。書類審査及び現地調査を行いました。いずれも農地
への復元が容易ではないと認められるため、非農地証明をすることは
妥当であると考えます。
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひし
ます。

議 長

ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。
番号1番について、10番狐塚委員お願いします。

狐塚委員

10番狐塚です。

1 番の案件ですが、土地改良によって新しい道路ができ、また公図が変わったということで、利用しやすいところを使ったという現状から何も問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 番号 2 番について、17 番荒川委員お願ひします。

荒川委員 17 番荒川です。
事務局並びに調査委員長の説明のとおりです。現地を確認したところ農地への復元は困難と思われるので、証明することが妥当であると思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 番号 3 番から 5 番について、21 番高際委員お願ひします。

高際委員 21 番高際です。
事務局及び調査委員長として説明したとおりで、特に大きな問題はないかと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願ひします。
(発言なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第 3 号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第 3 号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。
次に、議案第 4 号「空き家付属農地の指定申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願ひします。

石川補佐 「空き家付属農地の指定申請について」ですが、通常、農地は農家でないと購入することができませんが、この指定がされれば空き家と農地を一体とみなし、空き家を購入する方が農家でなくても指定された農地を購入することができるようになる制度です。
今月は、9 ページの 1 件の申請がありました。地図は 10 ページです。
申請者は高齢により施設に入居することになり、住宅の売却のため空き家バンクに登録し、併せて農地の売却のため今回の申請をしてお

ります。対象の農地は空き家の南側に隣接しており、空き家の取得者が一体的に利用することが適切と思われます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願ひします。南部調査委員長お願ひします。

南部調査委員長
(高際委員)

今回南部は1件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、空き家と農地を一体的に利用することは適切でありますので、指定することは妥当であると考えられます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

ここで、地元委員として1番大島が意見を述べます。

現場を見てきました。やむを得ないと思われまので、皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願ひします。

(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「空き家付属農地の指定の解除について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願ひします。

石川補佐

11ページをご覧ください。

今月の総会議案第1号の2番により、「空き家に付属した農地」が3条許可となりましたので、その指定を解除するものです。

指定の解除により、これら農地について下限面積の引き下げ適用はなくなり、一般の農地と同様となります。説明は以上です。よろしく

- お願いいたします。
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定(利用権の設定)について」を議題とします。新規35件、再設定5件、合計40件の設定であり、事務局の説明は省略します。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定(所有権の移転)について」を議題とします。所有権の移転3件であり、事務局の説明は省略します。
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、議案第8号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

小松原係長

議案書 21 ページをご覧ください。地図は 11 ページになります。
今回は、1 件の申請がありました。

申請人の夫が、令和3年 10 月 20 日に亡くなり、相続人である申請者が相続税の納税猶予を受けるため、適格者証明願が提出されたものです。特例農地については記載のとおりです。

相続税の納税猶予を受けるために被相続人に必要な、主な要件として「死亡の日まで農業を営んでいた個人」である必要がありますが、被相続人は、藤岡町藤岡地内で約 2ha の農地を所有し、主に麦の農業経営を行っており、「納税猶予を受けることのできる被相続人」と思われます。

また、相続人に必要な、主な要件として、「相続税の申告期限までに相続等により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められるもの」という要件があります。申請者は従前から被相続人とともに農業に従事しており、高齢ですが同居する娘のサポートを受けられることから、問題は無いと思われれます。それではスクリーンをご覧ください。

(写真説明)

説明は以上になります。農業経営を継続していくことができるかご審議いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(高際委員)

今回、南部は 1 件の申請があり、書類審査及び現地調査を行いました。事務局の説明とおり、特に問題は無いため、証明することが妥当であると思われれます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。
議案第 8 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について」から、報告第4号「使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について」までを、一括報告とします。事務局の説明は省略します。

報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。

(発言なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和4年7月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉会 午後3時23分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和4年 月 日

農業委員長 _____ (大島)

署名委員 _____ (正田)

署名委員 _____ (長)